

ネットショッピング認証サービス特約(旧名称：VISA認証サービス特約)新旧対照表

改定前	改定後(2021年4月30日以降) ※赤字の箇所が変更になります。
特約名称	
VISA認証サービス特約	ネットショッピング認証サービス特約
第1条1項の項文 第1条1項1号	
<p>第1条(提供するサービス)</p> <p>1. 株式会社ゴールドポイントマーケティング(以下、「当社」といいます)の提供するサービスの内容(以下、「本サービス」といいます)は、以下のとおりとします。</p> <p>(1)VISA認証サービス参加加盟店において、カードを利用した商品等の購入およびサービス等の提供の申込をオンラインで受付けるに際し、当社がサービス利用者に対して認証を行うサービス</p>	<p>第1条(サービスの概要)</p> <p>1. ネットショッピング認証サービス(以下、本サービス)とは、株式会社ゴールドポイントマーケティング(以下、「当社」といいます。)が、当社が発行したクレジットカード(以下、「カード」といいます。)を受領したゴールドポイントマーケティングクレジットカード会員規約(以下、「規約」といいます。)第1条に定める者(以下、「会員」といいます。)のうち、当社運営のメンバーズページへの登録完了後、本サービスへの登録をも完了した会員を対象に提供する、インターネット取引の際に本人認証を行うサービスのことをいいます。</p> <p>なお、本特約において規定するサービスは、以下の通りです。</p> <p>・Visa Secure (提供元：Visa)</p> <p>(1) 本サービス対象のインターネット加盟店(以下、「サービス対象加盟店」といいます。)において、会員がカードをオンラインで利用し商品等の購入およびサービス等の提供の申込を行い、その申込をサービス対象加盟店がオンラインで受付けるに際し、当社が本特約第2条で定める方法で本サービスに申込み、当社が本サービスの利用を承認した会員(以下、「サービス利用者」といいます。)に対して、本人認証画面を通してパスワードによる本人認証手続きを行うサービス</p>
第2条1項 第2条2項	
<p>第2条(サービス利用登録)</p> <p>1. 本サービスの利用登録は、本規定に同意のうえ、当社が指定する所定の方法により申請し、承認を得た場合になされる登録完了画面の表示をもって完了とします。</p> <p>2. 本サービスの利用登録は、会員番号毎に行うものとします。</p> <p>会員は登録の際に、自らVISA認証パスワード(以下、「パスワード」といいます)およびパーソナルメッセージ(PAM)を指定するものとします。</p>	<p>第2条(サービス利用登録)</p> <p>1. 本サービスの利用登録は、本特約に同意のうえ、原則としてメンバーズページより会員ご自身で行うものとします。登録手続き後、当社が利用を承認した会員に対し、本サービスの利用が認められるものとします。</p> <p>2. 本サービスの利用登録は、カード契約時、各会員にそれぞれ割り当てられた会員番号毎に行うものとします。</p> <p>本サービスを利用するにあたり必要となる本人認証用パスワード(以下、「パスワード」といいます。)およびパーソナルメッセージ(以下、「PAM」といいます。)は、原則として前項の利用登録手続きの際に会員が指定するものとします。</p>
第2条3項として新規作成	
新規	<p>3. 本条1項に定めた手続き方法の他、カード不正使用防止を目的として、メンバーズページ登録会員のうち、当社が必要と認めた会員に代わって、当社が本サービスの利用登録を行うことができるものとします。また、当社は本項でサービス登録が行われた会員に登録の通知を行うものとします。</p>
第2条4項として新規作成	

新規	4. 前項にもとづき、当社が本サービスの利用登録を行った会員のパスワード(初期パスワード)およびPAM(初期PAM)は、当社が指定するものとします。なお、パスワードの変更に関する事項および本サービスの利用方法等については、当該サービス登録が行われた会員に対し通知するものとします。
第2条3項 第2条4項	
3. サービス利用者は当社が指定する所定の方法で申請することにより、登録内容を変更することができるものとします。 4. サービス利用者は当社が指定する所定の方法で申請することにより、利用登録を解除することができるものとします。	5. サービス利用者は当社が指定する所定の方法で申請することにより、 本サービスに関する登録内容 を変更することができるものとします。 6. サービス利用者は当社が指定する所定の方法で申請することにより、利用登録を解除することができるものとします。
第3条1項	
自己のパスワードがVISA認証サービスにおいて	パスワードが サービス対象加盟店とのオンライン取引における本人認証 において
第4条1項	
1. 前項第2項の場合において、当社は第三者によりパスワードが不正利用され、且つ前条4項の警察並びに当社への届出がなされたとき、本規約により当該サービス利用者が被る次項に定める損害をてん補します。	1. 前条 第2項の場合において、当社は第三者によりパスワードが不正利用され、かつ前条4項の警察並びに当社への届出がなされたとき、 本特約 により当該サービス利用者が被る次項に定める損害をてん補します。
第4条2項1号	
2. 当社がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。 (1) 第三者が、VISA認証サービス対象加盟店においてサービス利用者のクレジットカード番号とパスワードを使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。	2. 当社がてん補する損害は、下記の条件を全て満たした場合に限るものとします。 (1) 第三者が、 サービス対象加盟店 においてサービス利用者のクレジットカード番号とパスワードを使用することによって当該クレジットカードで購入代金の決済を行った場合。
第4条2項2号	
(2) 購入した商品の発送先が日本国内である場合。	削除
第4条2項3号	
(3) 損害が、パスワードまたはクレジットカード番号が第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当社が受領した日の60日前以降、受理日までの61日の間に発生したものである場合。	(2) 損害が、パスワードまたはクレジットカード番号が第三者に使用されていることが判明した旨の通知を当社が受領した日の60日前以降、受理日までの61日の間に発生したものである場合。
第5条	

第5条(補償金を支払わない場合)

1. 次の場合は、当社がてん補の責を負いません。

- (1) 補償期間の開始する以前に生じていた事故
- (2) 会員が第三者に強要されて漏らしたパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故
- (3) パスワードまたはクレジットカード番号の第三者による不正利用の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた事故
- (4) 会員から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされたIDまたはパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故
- (5) 会員、VISA認証サービス対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故
- (6) 会員、VISA認証サービス対象加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
- (7) 会員の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故
- (8) 戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害
- (9) その他本規約またはカード会員規約に違反した事故

2. サービス利用者が第4条第3項の調査に協力しない場合も、当社がてん補の責を負いません。

第5条(補償金を支払わない場合)

1. 次の場合は、当社がてん補の責を負いません。

- (1) 補償期間の開始する以前に生じていた事故
- (2) サービス利用者が第三者に強要されて漏らしたパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故
- (3) パスワードまたはクレジットカード番号の第三者による不正利用の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた事故
- (4) サービス利用者から第三者に譲渡・貸与または担保差し入れされたIDまたはパスワードまたはクレジットカード番号により生じた事故
- (5) サービス利用者、サービス対象加盟店、または会員の法定代理人の故意または重大な過失により生じた事故
- (6) サービス利用者、サービス対象加盟店、または会員の法定代理人の犯罪行為により生じた事故
- (7) サービス利用者の親族、同居人、使用人またはその法定代理人が自ら行い、もしくは加担した事故
- (8) 戦争等による著しい秩序の混乱中、または地震等の天変地災により生じた盗難・第三者による不正利用に起因する損害
- (9) その他本特約または規約に違反した事故

2. サービス利用者が前条第3項の調査に協力しない場合も、当社がてん補の責を負いません。